

宮城県立病院機構任期付職員採用選考考査募集要項

平成27年12月 4 日

宮城県立病院機構

1 採用形態 任期付職員

「地方独立行政法人宮城県立病院機構任期付職員就業規程（地方独立行政法人宮城県立病院機構規程第45号）」に基づき採用します。

2 職務内容 宮城県立がんセンター研究所において、以下のテーマに沿った研究業務に従事します。

「がんの先進的治療法開発に関わる研究」

3 採用予定人数 1人

4 任用期間 採用された日から3年間

5 応募資格

医学を含む生物学系分野に関する専門的知識と研究経験を有し、実験手技に習熟していること。

ただし、上記の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方独立行政法人宮城県立病院機構職員として懲戒解雇又は宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考考査の内容・応募手続き・日時・場所・合格発表について

(1) 応募手続き

次表の関係書類を平成28年2月10日（水）までに宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課に持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は、平成28年2月10日（水）までの消印のあるもので、かつ、平成28年2月12日（金）までに宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課に届いたもの限り受け付けます。

提出書類	説明
履歴書 (任意様式)	写真を貼付してください。 学会等での受賞状況及び加入学会(会名, 役職)も記入してください。 学歴は, 高等学校卒業以降を記載してください。
免許証等の写し	学位記の写し(又は学位証明書)
卒業証明書	最終学歴のもの
業績等調書 (任意様式)	従来の研究内容のまとめと将来の抱負について, 1, 200字程度に まとめて提出してください。

※郵送の場合は, 封筒の表に「任期付職員応募書類」と朱書きし, 「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。

(2) 面接について

提出された書類をもとに, 応募者全員について面接(これまでの研究業績及び研究テーマに対するプレゼンテーションを含む。)を行います。

- ① 日時: 平成28年2月15日(月)
- ② 場所: 宮城県立がんセンター内
- ③ 結果の発表: 面接を受けられた方全員に文書で通知します。

【連絡先及び郵送先】

【宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課】

〒981-1293 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1

Tel 022-384-3151 内線107

FAX 022-381-1168

7 採用予定日

合格者は, 原則として平成28年4月1日付けで採用されます。

なお, 配属は宮城県立がんセンター研究所がん先進治療開発研究部を予定しています。

8 給与等

- (1) 初任給は, 法人の給与規定に基づき, 学歴, 職歴等を勘案して決定されます。

職種	初任給
研究職 (大学卒業直後)	206,755円

- (2) (1)のほか, 扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 期末・勤勉手当(年間約4.0か月分)等がそれぞれの要件により支給されます。
- (3) 研究業務等に従事していた職歴がある場合は, 一定の基準により職歴期間を加算のうえ初任給が決定されます。
- (4) 勤務時間は, 1週間当たり38時間45分です。
- (5) 休日は, 土曜日, 日曜日, 祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び年末・年

始（12月29日から翌年1月3日まで）です。

(6) 休暇は、おおむね次のとおりです。

- ① 年次有給休暇：1年度につき20日、初年度は採用日に応じる。
- ② ①のほか、病気、結婚出産、忌引等の特別休暇や育児休業制度があります。

9 選考考査結果の開示

考査の結果については、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）により、口頭で開示を請求することができます（以下参照）。詳細については、「地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課」（電話022-384-3151）にお問い合わせください。

開示請求できる者	選考考査を受考した者（受考者本人に限る。）
開 示 内 容	総合順位及び総合得点
開 示 受 付 期 間	合格発表の日から1か月間
開 示 場 所	宮城県立がんセンター病院事務局企画総務課
開示請求の方法	受考者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、上記の開示場所に直接おいでください。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）は受付いたしません。 なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。